

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（識別番号の表示）            第二条（略）</p> <p>2 手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（代理権の証明）            第五条の二（略）</p> <p>2 特許法施行規則第四条の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。</p> <p>一・二（略）            三 第十九条第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）            四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（包括委任状）            第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号）（特許協力条約に</p>	<p>（識別番号の表示）            第二条（略）</p> <p>2 手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者（前項の手続をする者を除く。）に限る。）は、この省令、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（代理権の証明）            第五条の二（略）</p> <p>2 特許法施行規則第四条の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。</p> <p>一・二（略）            三 第十九条第一項の規定による物件の提出            四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（包括委任状）            第六条 特定手続（第十条第四十九号から第五十三号までに掲げ</p>

基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八條第四項、第十二條第三項又は第十八條第一項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十一号から第五十五号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。）から第四十七号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十條第四十九号に掲げるものを除く。）又は第十九條第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四條の三（第五條の二第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

254 (略)

(特定手続の指定)

第十條 法第三條第一項の經濟産業省令で定める手続は、次に掲

る手続を除く。）、特許法第十七條第一項若しくは第三項（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による第十條第一号から第四十六号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十條第四十七号に掲げるものを除く。）又は第十九條第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四條の三（第五條の二第二項、実用新案法施行規則第二十三條第一項、意匠法施行規則第十九條第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

254 (略)

(特定手続の指定)

第十條 法第三條第一項の經濟産業省令で定める手続は、次に掲

げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～四（略）

五 国際出願（国際出願法第三条第一項の規定による経済産業省令で定める外国語による国際出願を除く。）

六～十九（略）

二十 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第一百五十九条第二項及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五、第六十八条第二項及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正商標法」という。）附則第十二条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）若しくは商標法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十一～四十二（略）

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）、の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）

四十四～四十七（略）

四十八 国際出願法施行規則第二十一条第三項の規定による送付の請求（第五号に掲げる手続に際し、国際出願法施行規則第二十一条第五項の規定による願書において請求する場合には限る。）

げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一～四（略）

五～十八（略）

十九 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第一百五十九条第二項及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五、第六十八条第二項及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「平成八年改正商標法」という。）附則第十二条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは商標法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）の規定による意見書の提出

二十一～四十一（略）

四十二 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）、の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出

四十三～四十六（略）

四十九 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。））の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用

四十七 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四十号まで及び第四十二号から前号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

四十八 第一号から第四十号まで、第四十二号から前号までに掲げる手続（第四十二号にあつては法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを、前号にあつては第四十二号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。））の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を

する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出  
五十一～五十五 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	一～三 (略)	手続	書類名	様式
		四	第十条第四十九号に規定する法第四十一条第二項において準用する特許法第十七条第三項の規定による手続の補正	(略)
五	第十条第五十一号又は第五十二号に規定する特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求(次号に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	

含む。)において準用する場合を含む。)の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出  
四十九～五十三 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	一～三 (略)	手続	書類名	様式
		四	第十条第四十七号に規定する法第四十一条第二項において準用する特許法第十七条第三項の規定による手続の補正	(略)
五	第十条第四十九号又は第五十二号に規定する特許法第八十六条第一項(実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求(次号に掲げるものを除く。)	(略)	(略)	

<p>第十條第五十一号に規定する特許法第百八十六條第一項（實用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、實用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機關の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三條の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>七 第十條第五十三号に規定する特許法第百八十六條第一項（</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>第十條第四十九号に規定する特許法第百八十六條第一項（實用新案法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三條第一項又は商標法第七十二條第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、實用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機關の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三條の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類についての証明の請求</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>七 第十條第五十一号に規定する特許法第百八十六條第一項（</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求</p>	<p>八 第十條第五十四号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第一号に掲げる事項についての閲覧の請求</p>	<p>九 第十條第五十四号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧の請求</p>	<p>十 第十條第五十五号に規定する法第十二條第二項の規定による書類の交付の請求</p>	<p>一十 第十條第四十三号に規定する法第十五條第一項(法第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による特許料等の納付に際しての申出(以下この条において「納付の申出」という。)(のうち特許権の</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求</p>	<p>八 第十條第五十二号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第一号に掲げる事項についての閲覧の請求</p>	<p>九 第十條第五十二号に規定する法第十二條第一項の規定による同項第二号に掲げる事項についての閲覧の請求</p>	<p>十 第十條第五十三号に規定する法第十二條第二項の規定による書類の交付の請求</p>	<p>一十 第十條第四十二号に規定する法第十五條第一項(法第十六條において準用する場合を含む。)(の規定による特許料等の納付に際しての申出(以下この条において「納付の申出」という。)(のうち特許権の</p>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

設定の登録を受ける者がするもの		十二十八 (略)	
十	第十条第四十四号に規定する第二十一条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出	(略)	(略)
十二	第十条第四十五号に規定する第七条の規定による届出	(略)	(略)

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

手続の区分	書面	記載事項
第十条第八号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第九号に規定する手続	(略)	(略)

設定の登録を受ける者がするもの		十二十八 (略)	
十	第十条第四十三号に規定する第二十一条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨の申出	(略)	(略)
十二	第十条第四十四号に規定する第七条の規定による届出	(略)	(略)

2 (略)

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

第十二条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

手続の区分	書面	記載事項
第十条第七号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第八号に規定する手続	(略)	(略)



第十条第十号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十一号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十二号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十三号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十四号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十五号に規定する手続	(略)	(略)

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一(二) (略)

三 特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)又は国際出願法施行規則第五条の規定により提出すべき代理権を証明する書面

四 (略)

第十条第九号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十一号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十二号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十三号に規定する手続	(略)	(略)
第十条第十四号に規定する手続	(略)	(略)

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一(二) (略)

三 特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき代理権を証明する書面

四 (略)

五 特許法施行規則第六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第七条の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

六〇九（略）

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は国際出願法施行規則第五十条の三第二項の規定により提出すべき磁気ディスク

一一〇十六（略）

十七 国際出願法施行規則第二十一条第四項の規定により提出すべき優先権を主張する旨を記載した書面

2（略）

3 前項の規定にかかわらず、第一項第三号、第五号、第十号、第十六号又は第十七号に掲げる物件であつて、国際出願に係るものを提出する場合は、様式第三十二の二によりしななければならない。

4 第六十一条第一項の規定にかかわらず、国際出願法施行規則第一条、第二条及び第十一条の規定は、前項の規定による物件の提出に準用する。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）

五 特許法施行規則第六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面

六〇九（略）

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき磁気ディスク

一一〇十六（略）

2（略）

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。）に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づき日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇二〇八号（平成九年）（情報交

に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）×〇二〇八号（平成九年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格×〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

（特定手続を行った旨の申出等）

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特定手続（国際出願その他これに係る手続を除く。）を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあつては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第十条の二第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければならない。

2 （略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（第一号から第四号まで、

換用漢字符号系。以下「日本工業規格×〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

（特定手続を行った旨の申出等）

第二十一条 電子情報処理組織を使用して一の特定手続を行う者（代理人により特定手続を行う場合にあつては、その者の代理人）が二人以上あるときは、これらの者のうち第十条の二第一項に規定する入力を行う者以外の者は、当該入力の後三日以内に、当該特定手続を行った旨を特許庁に申し出なければならない。

2 （略）

（特定処分等の指定）

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（第一号から第四十七号ま

第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。）から第四十七号まで及び第四十九号に掲げるものに限る。）

ロ（ワ）（略）

カ 第十九条第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）

ヨ（略）

タ 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。）から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第四十九号に掲げるものを除く。）

二（九）（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十條 法第七條第一項の經濟産業省令で定める手続は、第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料）（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第四十九号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く。）に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四條の二 法第八條第一項の經濟産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第五号まで、第八号

でに掲げるものに限る。）

ロ（ワ）（略）

カ 第十九條第一項の規定による物件の提出

ヨ（略）

タ 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四十号まで及び第四十二号から第四十六号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第四十七号に掲げるものを除く。）

二（九）（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十條 法第七條第一項の經濟産業省令で定める手続は、第十條第一号から第四十一号まで、第四十二号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十三号から第四十六号まで及び第四十七号（手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く。）に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四條の二 法第八條第一項の經濟産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（法の施行の日前にされたもの及び法第十五

から第十号まで、第十三号、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号及び第二十五号から第二十七号までに掲げる手続であつて別表の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで及び第二十九号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）第二号において同じ。）の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出

二 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項の書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に関する特許法第二十二条第一項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て

三 特許法第三十条第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

四 特許法第三十九条第七項、意匠法第九条第五項又は商標法第八条第四項の規定による協議の結果の届出

五 特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法

条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付を除く。）とする。

一 特許法第一百七条第一項の特許料の納付の申出

二 特許法第一百二十二条第二項の割増特許料の納付の申出

三 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出

四 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出

五 意匠法第四十二条第一項の登録料の納付の申出

六 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出

七 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出

八 商標法第四十一条の二第二項又は第二項の登録料（第二項

にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。）の納付の申出

九 商標法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出

- 第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出
- 六 特許法第七十条第一項の特許料の納付の申出
- 七 特許法第九十二条第二項の割増特許料の納付の申出
- 八 特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項）意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出
- 九 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供
- 十 特許法施行規則第二十七条の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出
- 十一 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出
- 十二 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出
- 十三 実用新案法施行規則第二十二条第一項の規定による刊行物等の提出
- 十四 意匠法第四条第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出
- 十五 意匠法第四十二条第一項の登録料の納付の申出
- 十六 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出
- 十七 商標法第五条の二第三項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続補完書の提出
- 十八 商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出
- 十九 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出
- 二十 商標法第四十一条の二第一項又は第二項の登録料（第二項にあつては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。）の納付の申出
- 二十一 商標法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出
- 二十二 拒絶査定等に対する審判に係る手続（第一号、第二号及び第二十六号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げ

る特定手続を除く。)

二十三 第一章(第五条の二第二項第五号及び第七条を除く。

)の規定による手続

二十四 第十九条第一項の規定による物件の提出

二十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条

第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第

二項及び同法附則第二十七条第二項)同法附則第二十三条に

おいて準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む

。第二十六号において同じ。)(若しくは特許法第三百三十三

条第一項若しくは第二項)これらの規定を意匠法第五十二条並

びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項におい

て準用する場合を含む。第二十六号において同じ。)(及び同

法附則第十七条第一項)同法附則第二十三条において準用す

る場合を含む。第二十六号において同じ。)(において準用す

る場合を含む。)(、実用新案法第二条の二第一項若しくは第

三項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若し

くは同法附則第二十四条)同法附則第二十三条において準用

する場合を含む。第二十六号において同じ。)(の規定による

第一号から第二十三号まで及び前号)国際出願に係る物件の

提出を除く。)(までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の

補正

二十六 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法

第三百三十三条第一項若しくは第二項)これらの規定を意匠法

第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十

七条第一項において準用する場合を含む。)(、実用新案法第

二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法

第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則

第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六

号から第四十一号まで及び第四十三号から第四十七号までに

掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(手数料の納付の

みの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその

内容とするものに限る。)

二十七 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項）（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを除く。（）から第四十七号まで及び第四十九号（第四十三号に掲げる手続）（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。（）並びに第一号から第二十三号まで、第二十四号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第二十五号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項）（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）（）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項）（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）（）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

二十八 国際出願その他国際出願に係る手続（平成十六年一月一日前にした国際出願及びこれに係る手続を除く。）

二十九 特許庁長官、審判長又は審査官に対する上申に係る書類の提出（第十条第一号から第四号までに掲げる手続が特許庁に係属している場合又は平成十二年一月一日以降に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る。）

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）  
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）  
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条の規定による第一号から第四十号まで及び第四十三号から第四十八号までに掲げる手続とする。



十号に掲げる手続とする。

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第四十九号又は第五十一号から第五十五号までに掲げる特定手続とする。

別表(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(旧特許法第一百五十九条第一項(旧特許法第一百七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号(手数料の納付に關するものに限る。)	(略)
---	--	---	-----

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号、第二十五号、第二十九号、第三十号、第三十七号から第四十一号まで、第四十七号又は第四十九号から第五十三号までに掲げる特定手続とする。

別表(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(旧特許法第一百五十九条第一項(旧特許法第一百七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))	第十条第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十一号まで、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号(手数料の納付に關するものに限る。)	(略)
---	--	---	-----

二	<p>む。 ) 及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 )、旧特許法第六十一条の三第一項 (旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 ) 及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。 ) の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。 )</p> <p>(二) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>号及び第五十号に掲げる手続 (平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。 )</p>	(略)
二	<p>平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第八十四条の五第一項若しくは実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定</p>	<p>第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第三十号まで、第四十三号 (手数料の納付に関</p>	(略)
二	<p>む。 ) 及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 )、旧特許法第六十一条の三第一項 (旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 ) 及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。 ) の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。 )</p> <p>(二) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>手続 (平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。 )</p>	(略)
二	<p>平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の四第一項若しくは実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文又は特許法第八十四条の五第一項若しくは実用新案法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた特許法第八十四条の三第一項の規定</p>	<p>第十条第七号、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十七号から第三十九号まで、第四十二号 (手数料の納付に関</p>	(略)

三	<p>により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p>	<p>するものに限る。)及び第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にす</p>	(略)
三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第七十条の三第一項(同法第五十条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定により平</p>	<p>第十條第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第二十八号、第三十号から第三十四号まで</p>	(略)

三	<p>により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p>	<p>するものに限る。)及び第四十三号から第四十八号までに掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にす</p>	(略)
三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第七十条の三第一項(同法第五十条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定により平</p>	<p>第十條第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第二十七号、第三十号から第三十四号まで</p>	(略)

四	<p>成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）による改正前の意匠法（以下この項において「旧意匠法」という。）第十条の第二項（旧意匠法第十二条第四項において準用する場合（旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。）を含む。）の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）</p>	<p>第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）及び第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
四	<p>（一）平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項</p>	<p>第十条第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第三十</p>	<p>（略）</p>

四	<p>成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）による改正前の意匠法（以下この項において「旧意匠法」という。）第十条の第二項（旧意匠法第十二条第四項において準用する場合（旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。）を含む。）の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）</p>	<p>で、第四十二号（手数料の納付に関するものに限る。）及び第四十三号から第四十八号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>（略）</p>
四	<p>（一）平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願（平成十二年一月一日以後にされた商標登録出願又は防護標章登録出願であつて、商標法第九条第一項</p>	<p>第九条第九号、第十一号、第十三号、第十五号、第十七号、第十九号、第三十</p>	<p>（略）</p>

、第十条第二項（同法第三十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項において準用する場合を含む。）及び同法第五十五條の二第二項（同法第六十條の二第三項（同法第六十條の二第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。））において準用する意匠法第十七條の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）

（二）平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

（三）平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は同法第四十五

、第十条第二項（同法第三十一條第五項、第十二條第三項、第六十五條第三項及び第六十八條第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七條の二第一項（同法第六十八條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。））において準用する意匠法第十七條の三第一項の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。）

（二）平成十二年一月一日前にされた防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

（三）平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請

七号から第三十九号まで、第四十二号（手数料の納付に関するものに限る。）及び第四十三号から第四十八号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項（同法第六十

		五
<p>条第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く。）</p>		<p>國際商標登録出願 第十條第十號、第十二號、第十六號、第二十號、第二十六號、第二十七號、第三十八號、第三十九號、第四十一號、第四十三號（手数料の納付に関するものに限る。） 、第四十五號から第四十七號まで</p>
		（略）

		五
<p>八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く。）</p>		<p>國際商標登録出願 第十條第九號、第十一號、第十五號、第十九號、第二十五號、第二十六號、第三十七號、第三十八號、第四十號、第四十二號（手数料の納付に関するものに限る。）及び第四十四號から第四十八號まで</p>
		（略）

	六	
	平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	
第十條第二十七号、第三十八号から第四十一号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続		第四十九号及び第五十号に掲げる手続
	(略)	

	六	
	平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	
第十條第二十六号、第三十七号から第四十号まで及び第四十四号から第四十八号までに掲げる手続		に掲げる手続
	(略)	

改 正 案

現 行

（ファイル記録事項の請求）

第三十七条の二 出願人は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）

（第二条第一項の電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補完若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。）

2| 前項の書類には、記載事項がファイルに記録されている事項と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。

第三十七条の三（略）

（謄本等の請求）

第六十八条 国際予備審査の請求をした出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の謄本の交付又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。

（国際事務局に対する手数料の金額）

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次ノイ又はロに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のハ又はニに該当する場合には、当該イ又はロに定めるところにより算定した金額からそれぞれハ又はニに定める金額を減額をした金額

第三十七条の二（略）

（謄本の請求）

第六十八条 国際予備審査の請求をした出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の謄本の交付を請求することができる。

（国際事務局に対する手数料の金額）

第八十条 法第十八条第三項の経済産業省令で定める金額は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる金額とする。

一 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者 次ノイに定めるところにより算定した国際出願手数料の金額。ただし、次のロに該当する場合には、当該イに定めるところにより算定した金額からロに定める金額を減額をした金額



イ 国際出願に係る書類の用紙の数(二に掲げる場合にあつては、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。)(第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。)(が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

ロ 第五十条の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(二に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九条の二で定める方法により提出するものに限る。)(にあつては、当該配列表を除いた国際出願について、イに基づき算定される金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に、当該配列表の用紙の数を乗じて得た金額(当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときは四百枚とみなして算定した金額)を加算した金額

ハ 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

ニ 国際出願を特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

イ 国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚以内の場合にあつては、千四百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、当該金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

ロ 法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる者が、第十六条第一項に規定する方式に従つて作成した願書に、第十四条第三項に規定するフレキシブルディスクを添付して提出した場合には、百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額

二 (略)

(手数料)

第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数を納付しなければならない。

	納付しなければならない者	金額
一	(略)	(略)
二	第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第六十八条の規定により書類の謄本の交付又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求する者	(略)

2 (略)

二 (略)

(手数料)

第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数を納付しなければならない。

	納付しなければならない者	金額
一	(略)	(略)
二	第三十七条第一項又は第六十八条の規定により書類の謄本の交付を請求する者	(略)

2 (略)

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第三条関係）

改正

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十号第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第五十一号から第五十三号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を

現行

（識別番号の付与）

第二条 現金納付関連規定又は前条第二項の規定に基づき、特許法第七十七条第一項に規定する特許料、第一百二十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十号第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十号第四十九号から第五十一号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を

使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第  
四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料  
料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料  
その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付  
に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付し  
ようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という  
。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりし  
なければならぬ。

2・3  
(略)

使用して行う手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第  
四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料  
料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料  
その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付  
に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付し  
ようとする者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という  
。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりし  
なければならぬ。

2・3  
(略)